

○岡山芸術文化賞授与規程

1 趣 旨

当該年度における優れた芸術文化活動の業績が認められる者及び長年にわたる地域における活動により県民文化の振興に顕著な功績が認められる者を顕彰することにより、一層の研鑽を促し、本県文化の振興に資する。

2 賞の区分、件数

賞の区分及び件数は以下のとおりとする。ただし、グランプリ及び準グランプリの件数の合計は、9件以内とする。

(1) グランプリ（3件程度）

当該年度に特に優秀な成績や実績を収める等、県民文化の普及向上に貢献した者

(2) 準グランプリ（6件程度）

当該年度に優秀な成績や実績を収める等、県民文化の普及向上に貢献した者

(3) ジュニア奨励賞（7件以内）

当該年度に優秀な成績や実績を収め、将来の活躍が期待される高校生等以下の者

(4) 地域貢献賞（2件以内）

長年にわたり、地域における文化の普及、向上、保存や継承等に継続して取り組む等、県民文化の振興に顕著な功績のあった者

3 対象

(1) 次に掲げる要件をいずれも満たす個人又は団体を受賞の対象とする。ただし、地域貢献賞については、アの要件を満たす個人又は団体を受賞の対象とする。

ア 本県に活動の拠点を置く者

イ 4月から3月の1年間に、公演、展示、コンクールなどにおいて、主催、出演、又は企画運営等で顕著な成果を収めた者

(2) 活動の拠点を県外におく者（岡山県出身者に限る。）については、その成果が真に顕著な場合は、対象にすることができる。

(3) 候補者は、プロ・アマチュアを問わない。

(4) 県内外で開催された催し、全国コンクール、地区大会、公募展等の成果を対象とする。

(5) 県又は県教育委員会が主催又は共催するものは除く。

(6) 地域貢献賞を除き、過去に授賞した者も、受賞の対象とする。ただし、原則として、同一候補者による連続受賞は3回までとし、連続4回目に当たる年は候補者とししない。

4 選考委員会

(1) 顕彰の候補者の選考に関する事項を審議するため、岡山芸術文化賞選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置する。

(2) 選考委員会の委員は、20人以内とする。

(3) 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。委員の欠けた場合において、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- (4) 委員は、芸術文化に関する識見を有する者の中から知事が委嘱する。
- (5) 委員は、自己の一身上に関する事案については議事に加わることはできない。
- (6) 選考委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。
- (7) 委員長は、選考委員会の議長を務める。
- (8) 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

5 選考方法

選考は、県内の市町村、市町村（組合）教育委員会、文化施設、大学、県レベルの文化団体、市町村文化協会、報道機関等からの推薦に基づき、選考委員会において候補者を選考し、知事が決定する。

6 顕彰の時期

顕彰は、毎年1回定期に行う。

7 その他

- (1) この賞に係る庶務は、岡山県環境文化部文化振興課において処理する。
- (2) この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成11年5月20日から施行する。

平成14年 7月30日一部改正
平成15年 5月29日一部改正
平成17年 8月29日一部改正
平成18年10月 5日一部改正
平成19年 7月10日一部改正
平成22年 4月 1日一部改正
平成26年12月22日一部改正
平成27年12月25日一部改正
平成29年12月22日一部改正
令和 元年12月27日一部改正